

## 横須賀市港湾審議会のweb会議システムを利用した会議の開催に関する要領（案）

### （総則）

第1条 この要領は、横須賀市港湾審議会（以下「審議会」という。）のweb会議システムを利用した会議の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

### （開催の要件）

第2条 委員長が必要と認めるときは、審議会の会議をweb会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。）を利用した方法により開催することができる。ただし、委員長が不在の場合は、委員の過半数の同意をもってweb会議システムを利用した方法により開催することができる。

### （出席について）

- 第3条 審議会の委員は、委員長の承認を得て、web会議システムを利用した方法で審議会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員はweb会議システムを利用した方法による会議への参加をもって審議会の会議に出席したものとみなす。
- 2 前項の規定は、web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時にほかの委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときに準用する。
  - 3 web会議システムを利用する委員が、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該委員は、音声が継続的に送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
  - 4 web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行うよう努めるものとする。

### （その他の事項）

第4条 この要領に定めのない事項は、その都度委員長が定める。ただし、委員長が不在の場合は、委員の過半数の同意をもって定める。

### 附則

この要領は、令和3年2月12日から施行する。